

紀南病院経営の改善提案及び今後のあり方に関する検討支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、紀南病院経営の改善提案及び今後のあり方に関する検討支援業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、継続的に良質な医療を提供できるように「職員が一丸となって経営改善に取り組むためには」、また、公立病院を取り巻く環境や紀南地方の情勢などを踏まえ「紀南地方における紀南病院が果たすべき役割」の企画提案を募集し、優れた発想力や豊富な経験を有する者を受託候補者として特定することを目的とし、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）の実施に必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名

紀南病院経営の改善提案及び今後のあり方に関する検討支援業務

(2) 業務内容

「紀南病院経営の改善提案及び今後のあり方に関する検討支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとします。ただし、契約時において、受託者の提案内容により一部を変更する場合があります。

(3) 履行期間

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

(4) 委託料上限額

11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（令和8年度までの継続事業とし、令和7年度の委託料上限額は4,400,000円とする。）

(5) 担当

紀南病院 管財課 榎本、白草

住所：〒646-8588 和歌山県田辺市新庄町46番地の70

電話：0739-22-5623（直通）

E-mail：kenomoto@kinan-hp.tanabe.wakayama.jp

3 実施スケジュール

- | | |
|--------------|----------------|
| ・ 質問受付期日 | 令和7年7月28日（月） |
| ・ 質問への回答 | 令和7年7月31日（木）予定 |
| ・ 参加申込期日 | 令和7年8月8日（金） |
| ・ 企画提案書等提出期日 | 令和7年8月25日（月） |
| ・ 企画提案審査 | 令和7年9月3日（水） |
| ・ 審査結果通知 | 令和7年9月8日（月）予定 |
| ・ 業務委託契約締結 | 令和7年9月下旬予定 |

※ 本プロポーザルは、提出者が1社の場合でも審査を実施し、審査基準を満たすと認められる場合は、当該提案者を受託候補者として選定します。

4 質問の受付

(1) 受付期間

令和7年7月22日（火）午前8時30分から7月28日（月）午後5時まで

(2) 提出先

E-mail : kenomoto@kinan-hp.tanabe.wakayama.jp

(3) 質問書の提出

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式第5号）により、上記メールアドレスへ電子メールで提出してください。件名は「【質問】経営コンサル等業務」としてください。電子メール以外（電話等）での質問は受け付けられません。

なお、質問書提出後、電話による受信確認を行ってください。

(4) 回答

回答は、令和7年7月31日（木）をめぐに、質問書の提出のあった全社へ電子メールで送信しますので、受信確認後、電話にて受信した旨ご連絡ください。

5 参加申込について

(1) 提出期間

令和7年8月1日（金）午前8時30分から8月8日（金）午後5時まで

持参の場合は、上記期間内の平日午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

郵送の場合は、8月8日（金）必着とし、書留等送達過程が記録されるものに限りま

(2) 提出先

2業務概要の(5)担当まで提出してください。

(3) 提出方法

下記(4)の提出書類を、持参又は郵送により提出してください。

(4) 提出書類

次に掲げる書類を各1部提出してください。

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

ウ 業務実績書（様式第3号）

- ・ 過去5年間（令和2年度以降のもの）に公立病院の経営改善等を支援した業務について受託者としての実績を記載してください。
- ・ 過去5年間（令和2年度以降のもの）に病院（公私問わず）の再整備等（建替え時の検討をした、病棟を統合した、経営統合をした等）を支援した業務について受託者としての実績を記載してください。

エ 配置予定者調書（様式第4号）

- ・ 配置予定体制及び主たる担当者の実績を記載してください。

※ウ、エについては採点対象となりますので、できるだけ記入をお願いします。

また、その内容について企画提案審査時に質問を行う可能性があります。

6 企画提案審査について

(1) 提出期間

令和7年8月18日（月）から令和7年8月25日（月）午後5時15分まで（必着）

持参の場合は、上記期間内の平日の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

郵送の場合は、8月25日（月）必着とし、書留等送達過程が記録されるものに限りします。

(2) 提出先

2業務概要の(5)担当まで提出してください。

(3) 提出方法

下記(4)の提出書類を、持参又は郵送により提出してください。

(4) 提出書類

ア 企画提案提出書（様式第6号） 1部

イ 企画提案書（任意様式） 8部

A4横片面、長辺をホッチキスで綴じてください。

下記の事項について、簡潔にまとめてください。表紙を含め20ページ以内とします。

- ・表紙 （業務名と商号又は名称を記載してください。）
- ・実績PR 公立病院の経営改善に携わってきた中で、工夫した点や苦労した点
- ・実施方針（業務遂行に当たっての考え方等）
- ・実施体制
- ・業務工程
- ・企画提案 テーマ1 職員が一丸となって経営改善に取り組むためには
テーマ2 紀南地方における当組合が果たすべき役割
- ・独自提案

ウ 見積書（A4任意様式） 1部

本業務の実施に要する全ての経費に係る見積書を記名押印の上、作成してください。

また、業務ごとの内訳明細書についても添付してください。

なお、見積額は、消費税及び地方消費税を含む額とします。

(5) 企画提案審査について

提出された企画提案書を基に、説明を行ってください。なお、プレゼンテーションソフト等の使用は認めません。

ア 実施日

令和7年9月3日（水）午後

※時間、実施場所等詳細については、提案者に別途連絡します。

イ 所要時間

企画提案の時間は、40分程度（提案者からの説明20分、質疑応答20分。準備時間は除く。）とします。ただし、質疑応答の時間は変更する場合があります。

ウ 出席者

提案者1社につき4人以内とし、本業務の管理者および主たる担当者は出席し、主たる担当者が説明を行ってください。

なお、出席者については、企画提案提出書（様式第6号）に記載してください。変更の際は、事前にご連絡ください。

エ その他

当日、資料の差替えや追加資料の提出は認められません。

また、企画提案審査は、非公開とします。

(6) 選定方法

提出された書類及び企画提案審査に基づき、当組合の職員で構成する「紀南病院経営の改善提案及び今後のあり方に関する検討支援業務受託候補者選定審査委員会」（以下「委員会」という。）において、7 審査基準により審査し、最も高い評価となった提案者を第1受託候補者として選定し、次点となった提案者を第2受託候補者とします。

なお、委員会は、非公開とします。

(7) 選定結果

選定結果については、9月8日（月）までに通知を発送する予定です。

7 審査基準

受託候補者の決定に当たっては、書類審査と企画提案審査の合計点で評価します。

なお、合計点が同点の場合は、企画提案審査の得点が高い者を優先します。

配点は以下のとおりです。

（書類審査） 30 点

ア 会社実績（経営改善コンサル業務等実績）	20 点
イ 主たる担当者の経験年数、実績、担当体制等	10 点

（企画提案審査） 70 点

カ 実施方針（仕様書の理解・意欲・実施体制・工程の妥当性）	20 点
キ 提案内容 テーマ1	20 点
ク 提案内容 テーマ2	20 点
ケ 独自提案	5 点
コ 見積額	5 点

8 契約

(1) 受託者の決定

第1受託候補者と仕様等詳細について確認の上、受託者として決定します。ただし、第1受託候補者との協議が整わない場合は、第2受託候補者と協議を行った上で受託者を決定することができるものとします。

(2) 契約の締結

上記(1)で決定した受託者は、契約に必要な書類を揃え、当組合と協議の上、速やかに契約手続を進めるものとします。

9 失格事項

提案参加者が次の事項に該当すると当組合が判断した場合は、失格とします。

- (1) 書類の提出期限に遅延した場合
- (2) 本要領を順守しない場合
- (3) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 提出された見積書が委託料上限額を超過している場合
- (6) 企画提案審査を欠席した場合
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (8) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

10 辞退

本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和7年8月18日（月）までに、持参又は郵送により、辞退理由を記した参加辞退届（任意様式）を提出してください。

11 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出された関係書類等は、返却しません。
- (3) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属するものとします。ただし、当組合が受託候補者の選定に必要と認める場合は無償で使用するものとします。
- (4) 提出書類は、当組合において受託候補者選定に伴う作業等の必要な範囲において複製することができるものとします。
- (5) 審査結果については、本プロポーザルへの参加者数と、受託者の商号又は名称、採点結果を公表する場合があります。
- (6) 参加者は、本プロポーザルに係る要領等の内容について、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとします。
- (7) 本プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約内容等については提案内容を基本としつつも、当該内容を確認するものではありません。